

令和2年8月

# 大学通り緑地帯 桜の管理方針

国立市



# 目次

---

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
2. 「大学通り緑地帯 桜の管理方針」の位置づけ・・・・・・・・・・ P4
3. 大学通り緑地帯における桜の現状・・・・・・・・・・ P5
4. 「大学通り緑地帯 桜の管理方針」における長期目標および短期目標について・・・・・・・・・・ P7
5. 「桜の管理フロー」の運用について・・・・・・・・・・ P11
6. 「桜カルテ」の運用について・・・・・・・・・・ P16

## ① はじめに

---

大学通り緑地帯の桜並木は、国立市を代表するシンボルとして、これまで市内外の方々から広く親しまれてきました。

しかし、近年では樹齢を重ね老朽化した桜が散見され、腐朽菌等の影響もあり次第に樹勢が衰えている桜も存在しています。今後もこれまでと変わらぬ桜並木の情景を守るための中長期的な管理と具体的な計画が早急に求められています。

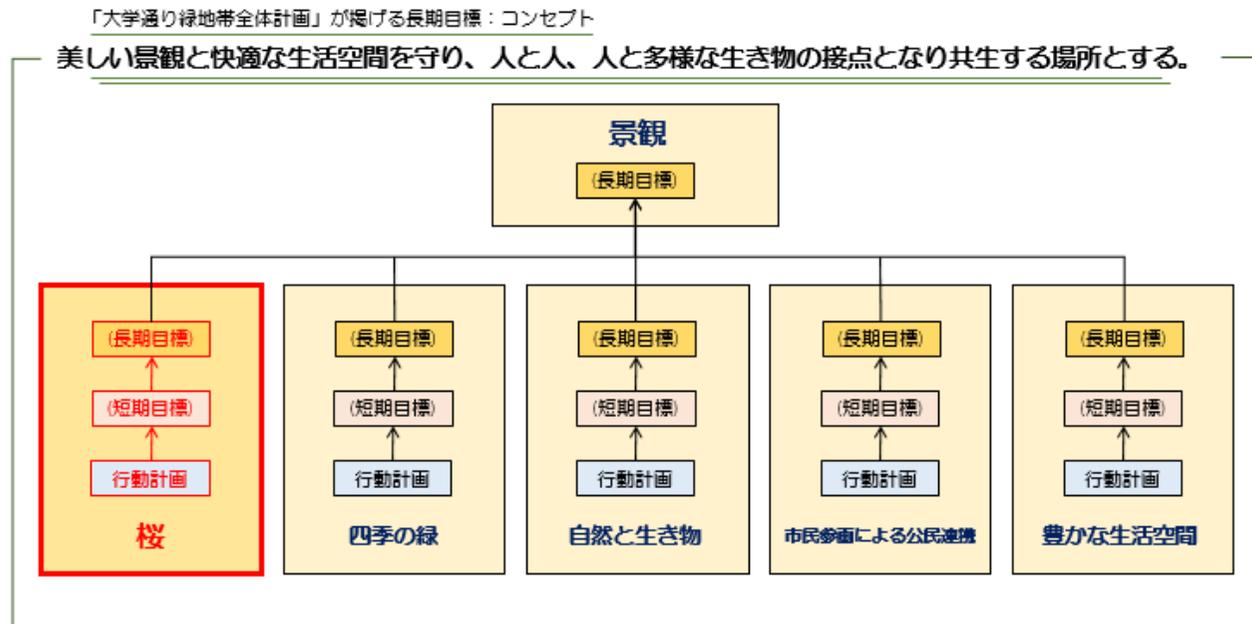
こうした中、平成 30 年 10 月には台風 24 号の影響により大学通り緑地帯の桜にも甚大な被害が及び、倒木や幹割れにより計 5 本が伐採処置となりました。私たちを取り巻く自然環境の変化も想定しつつ、市民の皆さまが安心・安全に生活できることを第一に捉えた桜の適切な管理についても、今後さらに検討する必要があります。

上記を踏まえ、この「大学通り緑地帯 桜の管理方針」では、国立市が誇る美しい大学通り緑地帯の桜並木を次世代に引き継ぐため、市民と行政が一体となって一本一本の桜を守り育てていくための管理方針について、その手立てをまとめます。



## ② 「大学通り緑地帯 桜の管理方針」の位置づけ

大学通り緑地帯で活動するボランティア、近隣居住者、学識者が中心となり平成30年3月に設立した大学通り全体計画検討会では、JR国立駅前から約1.2km続く大学通り緑地帯の今後の在り方について検討してきました。現在検討中の「大学通り緑地帯全体計画」では、「美しい景観と快適な生活空間を守り、人と人、人と多様な生き物の接点となり共生する場所とする。」という全体コンセプトを掲げ、「桜」、「四季のみどり」、「自然と生き物」、「市民参画による公民連携」、「豊かな生活空間」、「景観」の6つの主要な視点を想定しています。



(図1)大学通り緑地帯全体計画 コンセプトと主要な要素

上図のとおり、「景観」を除く各視点については、**長期目標**(12年後に向けた理想の姿)、**短期目標**(長期目標に基づいて4年間隔で設定する中間目標)、**行動計画**(短期目標に基づいて1年間隔で設定するアクションプランであり、毎年度ごとに進捗/成果を確認し、次年度の行動計画を策定)により構成され、各々の視点の最上位となる長期目標の達成により上述の全体コンセプトが実現されることを想定しています。

この「大学通り緑地帯 桜の管理方針」(以下「桜の管理方針」という)では各視点の内「桜」について扱い、管理の方向性や中長期的な目標に加え、関連情報を記載します。

### 3 大学通り緑地帯における桜の現状

前述のとおり、桜の大樹群が形成する四季折々の並木道は、大学通りにおける主要な存在であり、市民が誇る国立市の財産です。一方、私たちの日常生活に密接する空間で、枝折れや倒木の危険性が伴う老朽化した桜が今後さらに増加していく事実も無視することはできません。

平成28年度以降、市では大学通りの桜の成木<sup>1</sup>を対象に、外部樹木医(特定非営利活動法人東京樹木医プロジェクト)の協力を得て、目視や打音により樹勢を把握する外観診断<sup>2</sup>を年に1度実施しています。令和元年10月の実施結果(対象:156本)としては、大学通りの桜の内、およそ4割が根元や幹部の不朽や病虫害が発生している等「明らかな生育障害を有する」と診断され、個別の対応が求められています。

評価	内容	本数
1:良好	・生育障害はない、あるいはわずかに見られるが症状は軽く、将来的にも問題がないと考えられる。	24本
2:やや不良	・生育障害は認められるが、大きな影響はない。 ・現状では大きな問題にはなっていないが、近い将来に問題が顕在化する可能性がある。	72本

<sup>1</sup> 幹回り100cm以上の桜を成木としています。

<sup>2</sup> 東京都建設局が発行している「街路樹診断マニュアル」を参考に、特定非営利活動法人東京樹木医プロジェクトが独自の評価指標を設定した上で、診断を実施しています。

3：不良	・明らかな生育障害が認められ、早急に樹勢回復のための再生対策を要する。	51本
4：著しく不良	・生育障害の影響が顕著で、回復の期待が持てない。 ・伐採の対象となり、更新補植が必要である。	9本
合計		156本

(表1)令和元年度 大学通り緑地帯桜の外観診断 結果一覧

加えて、毎年の外観診断の結果も踏まえて、より詳細に樹勢を把握し、今後の対応を検討する必要があると判断された桜については、幹部の実際の空洞率(腐朽程度)を専門機械により調査する精密診断<sup>3</sup>を実施しています。平成29年度以降、計37本に対して診断を実施し、結果については下表のとおりです。

評価	内容	本数
A：健全か健全に近い	幹部の腐朽空洞率が10%以下である。	3本
B1：注意すべき被害がある	幹部の腐朽空洞率が11～30%である。	8本
B2：著しい被害がある	幹部の腐朽空洞率が31～50%である。	14本
C：不健全	幹部の腐朽空洞率が50%以上である。	12本
合計		37本

(表2)大学通り緑地帯 桜の精密診断 実績一覧

<sup>3</sup> 東京都建設局が発行している「街路樹診断マニュアル」を参考に、特定非営利活動法人東京樹木医プロジェクトが独自の評価指標を設定した上で、診断を実施しています。

老朽化の進展等により樹勢の衰えた桜の増加は、桜並木の景観形成にも大きな影響を与えかねません。今後も前述の樹木診断を継続しながら、1本1本の桜を可能な限り保全する一方、これまでと変わらぬ美しい大学通りの桜並木を守るためには、樹勢が著しく衰えた状態から回復する見込みがなく、倒木した場合に周囲に与える危険性を回避できない桜を「計画的更新(伐採および新たな桜の植樹)」の優先的な対象と捉え、対応時期を含めて検討する必要があると考えています。

上記を踏まえ、市民の方々の安心・安全な生活を守りつつ、中長期的な視座に基づいて大学通りの桜を維持管理するため、大学通り緑地帯全体計画検討会では「大学通り緑地帯全体計画」に先駆けて「桜」についての議論を本格化してきました。ここで検討会として一定の方針に合意できたことから、「桜の管理方針」として整理し、今後は本方針に基づいて維持管理活動に着手していく予定です。



(写真1)大型台風の影響により枝折れ、倒木となった大学通り緑地帯の桜(平成30年10月撮影)

#### 4 「大学通り緑地帯 桜の管理方針」における長期目標および短期目標について

前項までを踏まえ、この「桜の管理方針」では大学通り緑地帯の「桜」の管理について、令和元年度を初年度として、**長期目標**(12年後に向けた理想の姿)、**短期目標**(長期目標に基づいて4年間隔で設定する中間目標)を以下のとおり掲げます。

#### 4-1. 長期目標：12年後(令和12年度)に向けた理想の姿

項	分類	内容
1	定量	<p>▶150本以上の桜が、緑地帯に存在している。</p> <p>…令和元年4月と同数程度の桜が並木を形成していることを目指します。</p> <p>…やむを得ず伐採対象となった桜の跡地には、基本的に後継樹となる桜の若木<sup>4</sup>を植樹します。ただし、(1)土地の性質的に十分な生育が望めない、(2)桜を植樹する以外に特別な用途を期待するエリア(ゾーニングの視点)である、等の特別な理由がある場合は、新たに植樹しない可能性があります。</p> <p>…上記を鑑みて、令和元年4月時点の桜総数(159本)から微減した数量(150本)を設定しています。</p>
2	定量	<p>▶令和元年4月時点と同程度の規模の桜並木が形成されている。</p> <p>…桜の本数を保つだけでなく、一本一本の桜の大樹で形成される、既存の桜並木の景観を維持することを目指します。</p> <p>…緑地帯の桜全数の「樹冠(じゅかん)投影面積<sup>5</sup>」の合計値を、令和2年度に調査し、これを12年後(令和12年度)に向けた一定の目標値として設定する予定です。</p>
3	定性	<p>▶市民や来街者による、大学通りの桜並木への愛着やイメージが保たれている。</p> <p>…市が実施する市民意識調査等も活用しながら、令和12年度にかけて、市民や来街者を対象にアンケート調査を実施することを想定しています。</p>

<sup>4</sup> 大学通り緑地帯の桜は、現状約9割をソメイヨシノが占めていますが、テング巢病をはじめ病虫被害に弱く、特に老朽化した際に維持保全が難しいとされています。今後はソメイヨシノと同系品種であり、比較的病虫害に強いジンダイアケボノなどを筆頭候補として、後継樹として植え込む際の主要な代替品種を検討していきます。

<sup>5</sup> 樹冠とは、樹木の枝や葉でつくられる冠上の構造のことであり、これを上空から投影した際の外周面積を樹冠投影面積と呼びます。樹冠投影面積の算出方法としては、衛星画像等を元に樹冠投影図面を作成し、この図面を元に現地で実測を行い、面積を確定させることを想定しています。

#### 4-2. 短期目標：長期目標に基づいて4年ごとに設定する中間目標

短期目標については、4年ごと3期間に分けて設定しています。各期間の最終年(4年目)には目標に対する進捗や成果を評価し、必要に応じて次の期間(4年間)の目標を再設定するPDCAサイクル(Plan(計画)～Do(実行)～Check(評価)～Act(改善))を想定しています。

まずは令和元年を[短期目標①：1年目～4年目]の期間初年度とし、期間内の目標達成に向け取り組んでいくこととなります。[短期目標②：5年目～8年目]、[短期目標③：9年目～12年目]ではあくまで現状の想定目標として抽象的に記載しており、[短期目標①]の達成進捗の程度や期間経過による個々の桜の樹勢状況の変化(老朽化の進展)といった外的要因に応じて、修正することがあります

##### [短期目標①：令和元年度～令和4年度までの目指すべき姿]

項	分類	内容
1	目標	緑地帯の桜全数の樹冠投影面積を調査し、長期目標(12年後)、および各短期目標(4年ごと3期間)の最終年時で掲げる樹幹投影面積の目標値を設定できている。
2	体制	令和元年度から通算で80名以上の市民が緑サポーター <sup>6</sup> として登録されている。
3	体制	樹木医による樹木診断の他に、緑サポーターや市民でも実践できる桜の診断(簡易点検)方法を整理できている。
4	体制	個々の桜の情報を一元的に記録～更新するための「桜カルテ」フォーマットを作成できている。
5	目標	緑地帯の桜全数を「桜カルテ」に記録し、個体ごとに「樹勢フェーズ」 <sup>7</sup> を設定できている。
6	目標	設定した「樹勢フェーズ」を元に、個々の桜について中長期的な管理目標を設定できている。 (1) 問題が生じている(生じる可能性のある)桜について、桜保全活動の内容を決定する。 (2) 樹勢が著しく不良であり、かつ桜としての外観を保てていない(樹冠面積が著しく低い)桜について、倒木

<sup>6</sup> 国立市では、公募市民および市職員を対象として、市内公園の樹木や街路樹などの適切な保護と育成を担うための知識や技術を学び、市民と行政が共有する場として、平成27年度から「くにたち緑のサポーター養成塾」を開催しています。連続講座(計5回)を受講し、修了テストに合格した受講生は「緑サポーター」として登録され、市が活動を支援します。平成31年3月現在、83名の市民および市職員が登録されています。

<sup>7</sup> 樹勢フェーズについては、A～Fの6段階を想定しています(詳細は15ページ)。この「樹勢フェーズ」は、外部専門家が診断した樹勢診断の結果や環境要因を元に決定し、個々の桜ごとに定期的に更新していきます。

		した際の危険性の有無も判断材料とし、「計画的更新(伐採および新たな桜の植樹)」の決定をする。 (3) (1)、(2)の桜について、対応の優先順位付け及び実施時期を決定する。
7	活動	項6で「桜の保全活動」が必要とされた桜全数に対して、試験的に活動に着手できている。
8	目標	項6で「計画的更新」の優先度が高いとされた個体について、[短期目標②]の期間内(令和8年度)までに対応ができるよう、計画できている。
9	活動	最終年において、項1で掲げた樹冠投影面積の目標値(短期目標①の期間)を達成できている。
10	体制	個々の桜の維持管理に係る活動を情報共有すべき相手、周知手段、タイミングについて、想定される活動内容ごとに具体的に整理できている。
11	体制	項6、7の結果、緑サポーター、市民、造園業者、市職員等の関係者が、緑地帯の桜を維持管理していくために果たすべき役割や責任範囲について、明確化できている。

**[短期目標②：令和5年度～令和8年度までの目指すべき姿]**

項	分類	内容
1	体制	令和元年度から通算で200名以上の市民が新たな緑サポーターとして登録されている。
2	体制	「桜の保全活動」について、活動内容の種類や基準、剪定方法などをマニュアル化できている。
3	活動	短期目標①-項8で計画した「計画的更新」の対象となる桜全数について、伐採(及び適地については新たな若木の植樹)ができている。
4	活動	最終年において、[短期目標①]-項1で掲げた樹冠投影面積の目標値(短期目標②の期間)を達成できている。

**[短期目標③：令和9年度～令和12年度までの目指すべき姿]**

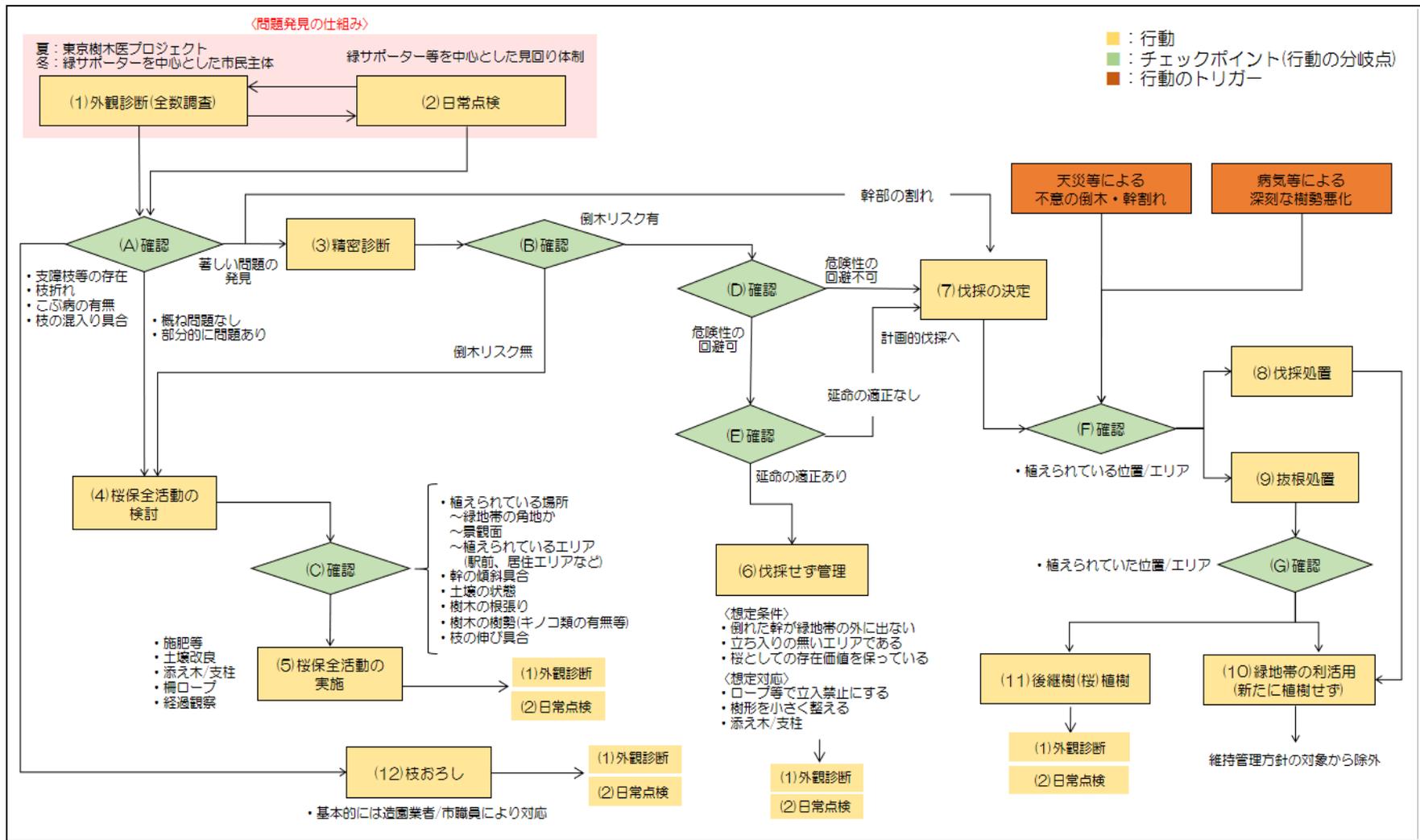
項	分類	内容
1	活動	最終年において、緑地帯に150本以上の桜が存在している。
2	活動	最終年において、[短期目標①]-項1で掲げた樹冠投影面積の目標値(短期目標③の期間)を達成できている。
3	目標	「桜の管理方針」を更新し、新たな長期目標(12年後)、および短期目標(4年ごと3期間)を設定できている。



(写真2)大学通り緑地帯の桜の外観診断を実施するくにたち緑のサポーター(平成30年7月撮影)

## 5 「桜の管理フロー」の運用について

前項で掲げた長期目標および短期目標の達成に向け、市民、樹木医、事業者、市といった関係者が一体となり日常的に大学通り緑地帯の桜を管理していけるよう、個体ごとの桜を管理する基準となる「桜の管理フロー」を図2のとおり作成しました。フロー内の個々の行動、チェックポイント、行動のトリガーの詳細については、12ページ以降の表で整理しています。



(図2)大学通り緑地帯 桜の管理フロー

項	名称	概要	主担当
(1)	外観診断(全数調査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶年に2回、緑地帯に現存する桜全数に対して目視、打音による診断を実施し、個々の桜の問題の有無や樹勢の変化を把握する。</li> <li>▶樹木医(東京樹木医プロジェクト)による診断に加え、緑サポーター主体の診断を実施する。</li> </ul>	樹木医 緑サポーター 事務局
(2)	日常点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶緑サポーターをはじめ市民が中心となり、日常生活の中で定期的に桜を見守り、枝折れなど問題を発見した際は事務局に報告し、迅速な対応につなげる。</li> </ul>	緑サポーター 市民 市職員
(A)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(1)外観診断(全数調査)」および「(2)日常点検」の結果、幹部や枝部への問題の有無や問題を発見した際の種類や程度について確認する。</li> <li>▶幹部の割れを確認した際は、倒木するリスクが非常に高いため、ただちに伐採対象とする。</li> </ul>	樹木医 市職員
(3)	精密診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(A)確認」の結果、倒木リスクにつながる深刻な問題を抱える可能性のある桜について、レジストグラフを用いた幹部の空洞率調査などの精密診断を実施し、詳細な状況把握および具体的な対処を検討する。</li> </ul>	樹木医
(B)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(3)精密診断」の結果、倒木リスクにつながる幹部の深刻な問題の有無を確認する。</li> </ul>	樹木医
(4)	桜保全活動の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(A)確認」および「(B)確認」の結果、倒木リスクはないが対応を要する問題を確認した場合、あるいは潜在的な問題を回避する必要があると判断した場合に、具体的な対応策を検討する。</li> </ul>	検討会
(C)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(4)桜保全活動の検討」をする際に、個体ごとの特性(根張りの状況、キノコ類の有無、枝の伸び具合、幹の傾斜程度など)や植えられている位置の特性(土壌、景観、エリアの位置づけなど)を確認し、具体的な活動を決定する。</li> </ul>	検討会
(5)	桜保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶「(C)確認」の結果、個々の桜に対して実際の活動を実施する。薬剤投与、土壌改良、添え木/支柱の設置、柵ロープの設置など、活動内容によって担当者も変化する。</li> <li>▶桜保全活動の実施中および実施後は経過を観察しつつ、「(1)外観診断(全数調査)」および「(2)日常点検」のサイクルに戻り、定期的に問題の有無や樹勢を確認する。</li> </ul>	緑サポーター 市民 検討会 事業者

(D)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「(B)確認」の結果、倒木リスクがあると判断された桜に対して、倒木した際に歩行者をはじめ通行者に危険が及ぶか、対応次第では危険性を回避できるか確認する。</li> <li>▶ 上記の判断基準として、倒木した際に幹や太枝が緑地帯の外に出ないこと、立ち入りの無い緑地帯エリアであることなどが挙げられるが、樹木医立ち会いの元現場にて最終判断をする。</li> <li>▶ 上記判断基準を1つでも満たせない場合は、「(7)伐採の決定」に進むこととなる。</li> </ul>	樹木医 検討会
(E)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「(E)確認」の結果で倒木した際の危険性を回避できると判断した桜に対して、伐採せずに管理する適正の有無について確認する。</li> <li>▶ 具体的には、春に花をつかせる太枝が十分にあるか、あるいは両隣に位置する桜が今後数年の間に伐採対象となっているか等を確認する。特に後者については、対象の桜を伐採することで桜並木に空きができてしまう懸念を想定しているが、最終的には樹木医立ち会いの元現場にて最終判断をする。</li> </ul>	樹木医 検討会
(6)	伐採せず管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「(B)確認」、「(D)確認」および「(E)確認」の結果、倒木リスクはあるものの危険性を回避でき、かつ延命の適正があると判断された桜について、伐採せずに引き続き管理する。</li> <li>▶ 上記の条件として、ロープ等で桜を囲い立ち入りを禁じる、樹形を小さく整える、添え木/支柱で補強するなどが想定される。その後は経過を観察しつつ「(1)外観診断(全数調査)」「(2)日常点検」のサイクルに戻り、定期的に危険性や延命の適正を確認する。</li> </ul>	検討会 市職員
(7)	伐採の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「(A)確認」の結果で幹部の割れが確認された場合、倒木リスクがあり危険性が回避できない場合、倒木による危険性は無いものの延命適正がないと判断された桜については、伐採を決定する。</li> </ul>	検討会 市職員
-	天災等による 不意の倒木・幹割れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 強風や降雪等により倒木・幹割れが発生した際は、「(F)確認」の結果で伐採か抜根のいずれかの対応をする。</li> </ul>	-
-	病気等による 深刻な樹勢悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 病気や老朽化の進展等で急激に樹勢悪化した際は、「(F)確認」の結果で伐採か抜根のいずれかの対応をする。</li> </ul>	-
(F)	確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 伐採対象となった桜について、植えられている緑地帯の位置やエリア(どのようなゾーニング目的を持たせたエリアか)を確認し、伐採に加え抜根を行う必要があるか検討する。</li> </ul>	樹木医 検討会

(8)	伐採処置	▶「(F)確認」の結果、伐採対象の桜を抜根することで周囲の環境に悪影響を及ぼさず(道路をはじめ周辺設備の損傷や、他樹木の根を傷つけるなど)場合や、あるいは抜根処置を行わずとも景観や市民の生活上に問題がないと判断できた場合は伐採のみ行い、根部分は処分しない。	事業者
(9)	抜根処置	▶「(F)確認」の結果、伐採対象の桜を抜根することで、周囲の環境に悪影響を及ぼさず(道路や周辺設備に影響なく、他樹木の根を傷つけない等)、根部分を残す積極的な理由がない場合は、伐採に加え抜根処置を施す。	事業者
(G)	確認	▶「(8)伐採処置」により桜の根部分が残る場所、あるいは「(9)抜根処置」を施した桜の植えられていた場所について、植えられている(いた)緑地帯の位置やエリア(どういったゾーニング目的を持たせたエリアか)を確認し、後継樹となる桜を植樹するか、新たな植樹はしないかを検討する。	樹木医 検討会
(10)	緑地帯の再利用 (新たに植樹せず)	▶ 抜根跡地について、「(G)確認」で桜が植えられていた位置が新たに植樹する桜の生育上良好でないと判断できた場合、あるいは桜の植樹以外に積極的な活用方針が見いだすことができた場合は、後継樹は植樹しない。 ▶ この場合は対象となる桜は存在なくなり、「桜の管理フロー」からは除外される。	検討会 市職員
(11)	後継樹(桜)植樹	▶ 抜根跡地について、「(G)確認」で桜が植えられていた位置が新たに植樹する桜の生育上良好であり、かつ桜の植樹以上に積極的な活用方針が見いだせない場合は、後継樹となる桜を植樹する。 ▶ 植樹後は経過を観察しつつ、「(1)外観診断(全数調査)」および「(2)日常点検」のサイクルに戻り、定期的な問題の有無や樹勢を確認する。	市職員
(12)	枝おろし	▶「(A)確認」の結果、支障枝や枝折れ、こぶ病等の病気など、枝部分に問題が確認できた場合、枝の剪定作業を適宜実施する。 ▶ 剪定後は経過を観察しつつ、「(1)外観診断(全数調査)」および「(2)日常点検」のサイクルに戻り、定期的な問題の有無や樹勢を確認する。	事業者 市職員

## 6 「桜カルテ」の運用について

大学通り緑地帯の桜については、前項の「桜の管理フロー」を基準として日常的に管理しつつ、一本一本の桜について各情報を一元的に記録できる「桜カルテ」を作成し、中長期的な管理目標を設定します。この「桜カルテ」のフォーマットは[短期目標①：1年目～4年目]の期間中に作成し、外観診断・精密診断の結果で「明らかな生育障害を有する」、または「計画的更新の検討を要する」とされた桜から優先的に記録・運用していくことを想定しています。なお、「桜カルテ」に記録する主な情報については、以下を想定しています。

### 6-1. 基本情報

管理番号、所在地、剪定記録といった、基本情報を記録します。

### 6-2. 樹木情報

樹木診断や樹幹投影面積調査等により、樹木情報を記録します。樹木の生育状況や老朽化の程度を「樹勢要因」、植えられた位置や樹木の形状を「樹木以外の要因」として大きく2分類し、結果や経過を定期的に記録します。

項	分類	記録情報	内容	判断基準
1	樹勢要因	目視による問題有無	キノコ類や病害虫の有無等。 樹幹投影面積の値。	外部樹木医による外観診断 樹幹投影面積調査
2	樹勢要因	腐朽・老朽の程度	専門機器による幹部の空洞率調査の結果。	外部樹木医による精密診断 (項1の結果により実施)
3	樹勢以外の要因	樹木の位置	緑地帯の中央部や角地等、桜の植えられた具体的な場所。 (倒木時の危険性を判断する)	外部樹木医による外観診断
4	樹勢以外の要因	樹木の形状	樹木のサイズ(樹冠投影面積)や幹部の傾き具合、根張りの状況等。 (樹勢が弱まった際の倒木リスクや、倒木時の危険性を把握する)	外部樹木医による外観診断

### 6-3. 「樹勢フェーズ」の経過

6-2.樹木情報の項1～4の記録内容を整理し、A～Fの6段階の「樹勢フェーズ」を設定します。ここでは、将来的にも健全な状態の桜を最上位のフェーズAとしたうえで、問題の有無に応じてフェーズが下がっていき、最下位のフェーズをFとしています。桜ごとのフェーズは定期的に見直し、カルテにはその推移を記録します。

なお、各「樹勢フェーズ」と「樹勢要因」及び「樹勢以外の要因」との対応については、下表のとおりです。

樹勢要因 <sup>8</sup>	樹勢以外の要因 幹部の危険な傾きは <b>確認されない</b> (かつ) 根張り等が <b>健全</b> だと想定される	幹部の危険な傾きが <b>確認される</b> (または/かつ) 根張り等が <b>不健全</b> だと想定される
外観診断の結果：評価1	A	B(B-1)
外観診断の結果：評価2	B(B-2)	C(C-1)
外観診断の結果：評価3(かつ)精密診断の結果：A～B2	C(C-2)	D(D-1)
外観診断の結果：評価3(かつ)精密診断の結果：C	D(D-2)	E
外観診断の結果：評価4	E または F	F

<sup>8</sup> 「桜フェーズ」を設定するための「樹勢要因」としては、基本的に桜の外観診断及び精密診断の結果を想定しています。桜の樹幹投影面積については、特筆すべき値が出た場合(例: 著しく面積が少ない)など、状況に応じて「桜フェーズ」を設定するための判断材料とすることがあります。

また、各「樹勢フェーズ」で定義している桜の状態については、下表のとおりです。

フェーズ		桜の状態
A		健康な若木/成木であり、環境面 <sup>9</sup> も問題がない。
B	B-1	健康な若木/成木だが、環境面に問題がある。
	B-2	樹勢不良の予兆がみられるが、環境面に問題はない。
C	C-1	樹勢不良の予兆がみられ、かつ環境面にも問題がある。
	C-2	本格的な対応を要するほど樹勢に不良がある。
D	D-1	本格的な対応を要するほど樹勢に不良があり、かつ環境面にも問題がある。
	D-2	樹勢に深刻な不良があり、回復を望むことが難しい。
E		樹勢回復を望むことが難しく、環境面の問題もあることから、倒木リスクが高いと想定される。
F		計画的更新の対象となる。

#### 6-4. 「桜の保全活動」の内容や経過

6-3. 「樹勢フェーズ」で記録した各フェーズに応じ、以下「桜の保全活動」に取り組み、カルテにその処置内容や経過を記録します。活動の内容は、枯れ枝の除去や施肥や幹部の治療、土壌改良といった「**樹勢へのアプローチ**」と、自重や強風の影響を防ぐための適度な剪定、支柱/添え木の設置、ロープ柵等による立ち入り禁止処置といった「**倒木リスクの回避**」に大きく二分される想定ですが、詳細な活動内容や進捗については、各桜の状況により決定します。

以上

<sup>9</sup> 幹部の危険な傾きや、不健全と想定される根張りの状態など、(将来的な)生育障害や倒木リスクに関係すると想定される樹勢以外の要因を指しています。